

一般財団法人 兵庫県剣道連盟会員の負担金及び会費の額を定める規程

第1条 この規程は、一般財団法人兵庫県剣道連盟定款第41条第2項に基づき、加盟団体の負担金及び会員の会費等の額を定めるものとする。

第2条 前条の額は当分の間、次のとおりとする。

(1) 負担金 (年間)	
ア 一般団体	10,000円
イ 学校団体	
(イ) 大学・短大・高専・警察学校・その他各種学校	10,000円
(ロ) 高等学校	5,000円
(ハ) 中学校	5,000円
ウ 少年団体	5,000円
(2) 終身会費 (希望する者)	
ア 一般団体の会員 1人	14,000円
(3) 会費 (年間)	
ア 一般団体の会員 1人 年会費	2,000円
イ 学校団体の会員 1人	
(イ) 入会金	1,000円
(ロ) 会費	2,000円
ウ 少年団体の会員 1人 入会金	1,000円
エ 賛助会員 1人 1口	10,000円

ただし、学校・少年団体の会員の入会金は一級合格時に、会費は段位合格時にそれぞれ納入するものとし、次の昇段時まで有効とする。

(4) 参加料

参加料については、それぞれの実施要項等に明示する。

第3条 終身会費を納入した者は、年度始めに登録した団体の所属とする。ただし、他の団体会員として別に年会費を納入すれば、重複登録をすることはできる。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

一部改正	平成7年6月25日
一部改正	平成7年9月9日
一部改正	平成8年2月18日
一部改正	平成9年2月23日
改 正	平成14年4月1日
一部改正	平成19年6月16日
一部改正	平成21年3月15日
一部改正	平成24年4月1日法人移行による。
一部改正	平成25年4月1日
一部改正	平成29年4月1日